

天理市建設工事等入札参加資格審査申請要領 (建設工事) 平成 31 年度

天理市(天理市上下水道局を除く)が発注する建設工事の競争入札に参加を希望される方は、それぞれ、次により入札参加資格審査申請書(指名願)を提出して下さい。

この要領は以下の天理市ホームページからダウンロードできます。

(http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/soumubu/nyuusatsushinsashitsu/construction_work/1391048015832.html)

受付対象者	<p>◇次に掲げる業者の申請を受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法による許可業者 <p>※但し市内業者については、今回の申請では追加受付のみのため、平成 30 年 2 月に申請をしなかった者、又は未申請の業種について新たに追加申請をしようとする者に限る。</p> <p style="padding-left: 2em;">市内業者：天理市内に本店又は権限を委任した支店等を有する者 市外業者：天理市外に本店又は権限を委任した支店等を有する者</p>
欠格要件	<p>◇以下の事項に該当する方は、入札参加資格審査を受けることができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者 (2) 天理市建設工事執行規則第 6 条の 2 の規定により競争入札参加資格を取り消され、その処分の日から 2 年を経過していない者 (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者 (4) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無において、「有」又は「除外」と表示されていない者。 (5) 次のア～オのいずれかに該当する事由があると認められる者 <ul style="list-style-type: none"> ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。 イ 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。 エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。 オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
受付期間	<p>平成 31 年 2 月 1 日(金) ～ 平成 31 年 2 月 28 日(木) (ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は受付しません)</p>

<p>提出方法及び提出先</p>	<p>[提出方法] 市内業者：持参のみ (提出と同時に内容を審査するので、説明のできる者が持参すること) 市外業者：郵送のみ(宅配便可)</p> <p>[提出先] 《持参の場合》天理市役所 3階 334会議室 ※前述の受付期間の午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時 《郵送等の場合》〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室 宛 ※郵送による場合、平成31年2月28日(木)までの消印有効とします。 受領書送付のため、82円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>天理市役所 総務部総務課 入札審査室 ☎0743-63-1001 (内線332)</p>
<p>有効期間</p>	<p>◇市内業者については、追加受付の年度に当たるため1年間(平成31年度のみ) ◇市外業者については、2年間(平成31年度及び平成32年度)</p>
<p>提出書類</p>	<p>◇次頁以降の各区分に応じた必要書類を番号順にファイルに綴じて提出すること。 ・使用ファイルは、「A4/2穴/紙製」とし、綴じ具は樹脂製のものとする。 ・ファイルの色は緑系色とする。 ・背表紙には、次の『』内の項目を縦書きで記載すること。 市内業者：『天理市 H31 (天理市記入用の空白部を設けて下さい) 商号又は社名』 市外業者：『天理市 H31・32 (天理市記入用の空白部を設けて下さい) 商号又は社名』 ◇受領書は※部分に記入の上、ファイルに綴じずに別途添付し提出すること。 ◇書類に不備がある場合は受付しないことがあるので、十分精査の上提出すること。 ◇特に建設工事請負業者の申請については経営規模等評価結果通知・総合評定値通知のコピーが添付されていない場合は、一切受付しないので、注意すること。 ◇提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。</p>
<p>その他</p>	<p>○天理市上下水道局の入札に参加を希望する場合は、別途上下水道局への入札参加資格審査申請が必要です。詳細は下記の上下水道局ホームページをご覧ください。 http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/jougesuidoukyoku/soumuka/1391487684415.html ○書類に不備があった場合は、原則として申請者(委任先がある場合は委任先)へ連絡いたします。申請担当窓口が別途存在する場合は、その旨明示した書面・送付状を添付するなど、連絡先が解るようにしてください。 ○資格審査の結果については、平成31年度入札参加資格者名簿として公表し、4月上旬に本市ホームページに掲載する予定です。</p>

提出書類一覧表《市内業者》

(工事)

☆ 申請(希望)ができる業種は、経営規模等評価を受けている許可業種の中の**6業種以内**です。

必要書類	説明事項
①申請書	様式記載例を参照の上作成し、実印を押印のこと。
②委任状	支店等に権限を委任する場合のみ。 様式記載例を参照のこと。
③営業所一覧表	様式記載例を参照のこと。国の様式④※も可 入札参加資格を希望する本支店・営業所等にラインマ ーカー等を引くこと。
④建設業許可の通知書又は証明書のコピー	提出時に有効なもの。 更新手続き中の場合はその旨確認できるもの。
⑤経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書のコピー	但し許可行政庁の公印の押印があり、 <u>審査基準日</u> が <u>平成29年10月1日から平成30年9月30日までの</u> <u>間のものに限る。</u> 申請手続き中の場合はその旨確認 できるもの。
⑥工事経歴書	経審申請時の書類のコピー。直近2年分。
⑦技術職員名簿	経審申請時の書類のコピー。
⑧監理技術者資格者証のコピー	監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を有す る場合。
⑨履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 【コピー可】	法人の場合のみ。発行日から3ヵ月以内のものに限る。
⑩印鑑証明書【コピー可】	発行日から3ヵ月以内のものに限る。
⑪使用印鑑届	様式記載例を参照のこと。
⑫市税の納税証明書又は非課税証明書【コピー可】	滞納がないこと。平成29年度分及び平成30年度分。 発行日から3ヵ月以内のものに限る。 ・法人の場合……法人市民税に関する証明書 ・個人の場合……市県民税に関する証明書
⑬国税の納税証明書【コピー可】	滞納がないこと。発行日から3ヵ月以内のものに限る。 ・消費税及び地方消費税に関する証明書(その3)
⑭労働(労災)保険料納付済証明書のコピー	法定期限までの分の納付済証明。発行日から3ヵ月 以内のものに限る。
⑮天理市国民健康保険料の納付済証明書【コピー可】	滞納がないこと。平成29年度分及び平成30年度分。 発行日から3ヵ月以内のものに限る。 (同一世帯含む・天理市での国保加入者のみ)
⑯不当要求防止責任者講習受講済み証明書のコピー	代表者または委任先の長が不当要求防止責任者講習 (講習日がH26.1.1以降のもの)を受講している場合は 添付すること。
⑰災害協定等が確認できる書類【コピー可】	天理市と災害協定等を締結している場合は添付するこ と。(5頁別紙説明書参照)
⑱誓約書	様式記載例を参照のこと。
注 意 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の請負業者は毎年経営規模等評価を受け、総合評定値の通知があり次第、本市にそのコピーを提出すること。また、建設業の許可を更新した場合も同様に更新通知のコピーを提出すること。期限を過ぎても各々の書類を提出しない業者は、入札に参加できないことがあるので注意すること。 ・本申請書類の有効期間内に、申請書類にかかる記載事項等に変更等が生じた場合は、速やかに届け出ること。 	

※がついた様式については、下記のホームページからダウンロードできるものを指します。

国土交通省(地方整備局等)：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html

提出書類一覧表《市外業者》

(工事)

☆ 申請(希望)ができる業種は、経営規模等評価を受けている許可業種の中の **6業種以内** です。

必要書類	説明事項
①申請書	様式記載例を参照の上作成し、実印を押印のこと。
②委任状	支店等に権限を委任する場合のみ。 様式記載例を参照のこと。
③営業所一覧表	様式記載例を参照のこと。国の様式④※も可。 入札参加資格を希望する本支店・営業所等にラインマーカー等を引くこと。
④建設業の許可通知書又は証明書のコピー	提出時に有効なもの。 更新手続き中の場合はその旨確認できるもの。
⑤経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書のコピー	但し許可行政庁の公印の押印があり、 <u>審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの間のものに限る。</u> 申請手続き中の場合はその旨確認できるもの。
⑥工事経歴書	経審申請時の書類のコピー。直近2年分。
⑦技術職員名簿	経審申請時の書類のコピー。
⑧履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の コピー	法人の場合のみ。発行日から3ヵ月以内のものに限る。
⑨印鑑証明書【コピー可】	発行日から3ヵ月以内のものに限る。
⑩使用印鑑届	様式記載例を参照のこと。
⑪国税の納税証明書【コピー可】	滞納がないこと。発行日から3ヵ月以内のものに限る。 ・法人の場合……法人税、消費税及び地方消費税 (その3の3) ・個人の場合……申告所得税、消費税及び地方消費税 (その3の2)
⑫誓約書	様式記載例を参照のこと。
⑬受領書返信用封筒	送付先を記入し、82円切手を貼付すること。

注 意 事 項

- ・建設工事の請負業者は毎年経営規模等評価を受け、総合評定値の通知があり次第、本市にそのコピーを提出すること。また、建設業の許可を更新した場合も同様に更新通知のコピーを提出すること。期限を過ぎても各々の書類を提出しない業者は、入札に参加できないことがあるので注意すること。
- ・本申請書類の有効期間内に、申請書類にかかる記載事項等に変更等が生じた場合は、速やかに届け出ること。

※がついた様式については、下記のホームページからダウンロードできるものを指します。
国土交通省（地方整備局等）：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html

提出書類一覧表 説明書

③営業所一覧表

支店等委任先を設定しない場合も提出してください。

入札参加資格を希望する本支店・営業所等にラインマーカー等を引いてください。

⑯不当要求防止責任者講習受講済み証明書のコピー

提出される場合は、講習日が平成26年1月1日以降のものを提出してください。

⑰災害協定等が確認できる書類

申請日時点において天理市と災害協定等を締結している場合、又は天理市防災協力事業所登録をしている場合は、その状況が判断できる書類（協定書等のコピー）を提出してください。

【対象】

(1)申請者又は申請者の所属する団体組織が、天理市と災害協定等を締結している場合。

(2)申請者が、天理市防災協力事業所登録制度に基づく防災協力事業所登録者である場合。

【書類提出に際しての注意】

○所属する団体組織が協定を締結している場合は、当該団体組織が発行する証明書等（発行日から3ヵ月以内）のコピーも併せて添付してください。

○申請者が、天理市に防災協力事業所登録をしている場合は、防災課（市役所5階）で発行する『天理市防災協力事業所登録証明書』（無料）もしくは『天理市防災協力事業所登録通知書』を提出してください。（発行日から3ヵ月以内・コピー可）

※「解体工事業」を希望される場合の注意点

平成31年5月末で「解体工事業」の許可及び経営事項審査における経過措置が終了します。

平成31年度・32年度で「解体工事」を希望業種とする場合は、平成31年5月末までに「解体工事業」の許可の取得及び経営事項審査の受審を終えるようにしてください。

平成31年6月1日時点において「解体工事」の許可及び経審結果通知書の総合評定値が確認できない事業者については、指名希望の登録を取り消します。

平成31年度入札参加資格審査申請においては、経過措置期間中のため、「とび・土工・コンクリート工事」の許可及び経審結果通知書の総合評定値をもって「解体工事」の指名を希望することはできません。

建設工事における社会保険等の加入状況の確認について

本市では、平成30年度の建設工事等入札参加資格審査申請より、建設事業者の「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」（以下「社会保険」という。）の加入を資格要件（法令により適用除外とされる事業者は除く。）とし、下記のとおり取り扱うものとする。

① 加入状況の確認

社会保険等の加入状況については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経審結果通知書」という。）の「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」になっている場合に申請を受け付けます。

なお、直近の経営事項審査を受けた後に社会保険等に加入されたなど、経審結果通知書で該当欄が「有」又は「除外」に該当することが確認できない方は、それぞれの事実を証明する以下の書類のうち、いずれかを提出してください。

(1) 「健康保険」・「厚生年金保険」の場合

- ・領収証書の写し
- ・社会保険料納入証明書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し

(2) 「雇用保険の場合」

- ・領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

② 適用除外の取扱いについて

社会保険等の加入については、適用除外になるケースがありますが、その場合は加入しているものと同様の取扱いとします。

適用除外の場合には、経審結果通知書の記載（「その他の審査項目（社会性等）」）欄には「除外」と表示されています。